

新入者安全衛生教育

労働安全衛生法第59条では、事業者は労働者を雇入れたときは業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないことになっております。

新しい職場環境の中、快適な職場生活をおくるために基本となるのが、働く現場での日々の安全衛生です。労働災害においても作業経験が浅い労働者の割合が高くなっており、新入者への教育・指導が重要となります。

つきましては、知っておかなければならない「安全衛生の基本」について下記の通り講習を実施いたしますので、この機会にぜひ受講いただきますようご案内申し上げます。

1. 日時 平成30年 4月16日(月) 8:50~17:00 (受付8:30)
※ 遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんので、集合時間は厳守して下さい。
2. 会場 (公財) 岩手労働基準協会・盛岡支部研修センター
盛岡市北飯岡 1-10-25 TEL 019-681-1076 ◎ 駐車場あり
3. 受講料等 会員 6,804円 (消費税8%込) (受講料 5,940円 テキスト代 864円)
非会員 7,884円 (消費税8%込) (受講料 7,020円 テキスト代 864円)
4. 申込締切日 3月26日(月) ただし先着60名に達し次第締切らせていただきます。
締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
5. キャンセルの取扱 4月9日(月) 以降の取り消し及び欠席については受講料はお返しできません。
6. 申込方法 空き状況を確認のうえ、裏面の「受講申込書」により受講料・テキスト代を添えてお申し込み下さい。(FAX可)
※ 銀行送金の場合は下記口座へ締切日までに振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

岩手銀行本店(普) 0442786 (公財) 岩手労働基準協会盛岡支部
〒020-0857 盛岡市北飯岡 1-10-25 TEL 019-681-1076・FAX 019-681-1018

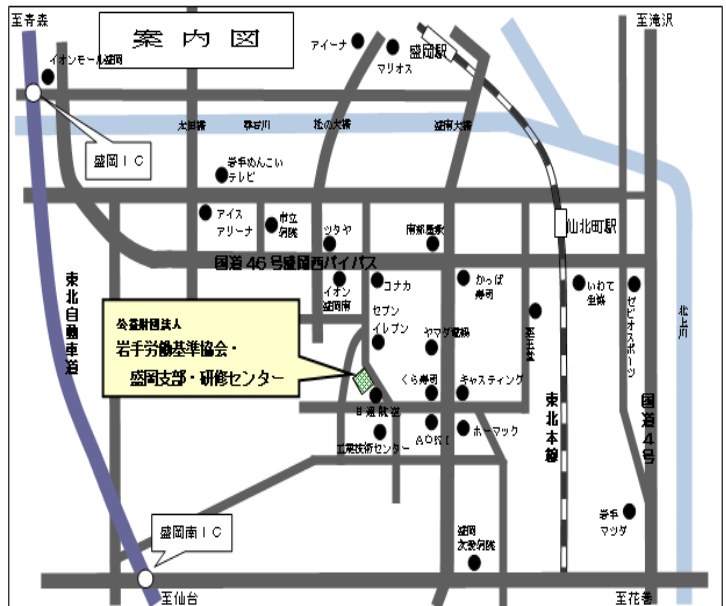
7. カリキュラム

時 間	講 習 科 目
8:50~ 9:00	オリエンテーション
9:00~10:30	職場に入ったら(1.5時間)
10:35~12:05	作業に対する心得(1.5時間)
12:55~14:55	正しい作業(2時間)
15:00~17:00	危険予知(2時間)

※ 休憩 10:30~10:35、昼食 12:05~12:55、休憩 14:55~15:00

8. その他

- (1) 受講票は5日前までに郵送いたしますので、当日、講習会場の受付で提示願います。
- (2) 全科目受講した方には『修了証』を交付いたします。また、所属事業場には『安全衛生教育修了証明書』を交付いたします。
- (3) 当協会では、受講者を対象とした「講習等災害補償保険」に加入しています。
- (4) 筆記用具、昼食をご持参下さい。
(会場周辺にはコンビニ・飲食店があります)
- (5) 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承ください。



新入者安全衛生教育申込書

平成 30年 4月 16日 (月)

ふりがな 氏名	生年月日	現住所
	昭・平 年 月 日	〒 ー
	昭・平 年 月 日	〒 ー
	昭・平 年 月 日	〒 ー
	昭・平 年 月 日	〒 ー
	昭・平 年 月 日	〒 ー

所在地	〒 ー TEL () () ()		
事業場名 代表者名			担当者名 内線 ()
※該当箇所には○印をお付け下さい。	(公財) 岩手労働基準協会会員の有無	会 員 非会員	受講料振込予定日 月 日

平成 年 月 日

公益財団法人 岩手労働基準協会盛岡支部長 殿

- 【注】●氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
 - 申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。